

事務局より

- ・会議の公開等
- ・委員紹介、事務局紹介
- ・資料確認
- ・協議会の趣旨 について説明後、進行を野口会長へ

報告（１）

福岡市発達障がい支援・障がい者就労支援センター（仮称）基本計画（案）について

事務局（障がい者在宅支援課）より資料説明後、議事に移る。

（以下本議事録において、福岡市発達障がい者支援・障がい者就労支援センターについては「新センター」と記載）

（委員）

発達障がい者のうち強度行動障がいを持っている方や知的な遅れのある方について、この基本計画（案）から見えてくるものがないと感じる。市内の支援体制の全体像の話も含めて新センターがどういう形で出来上がり、なにをするのかということとをここで協議するという認識でいいのか。

また運営は指定管理方式ということについて。現在発達障がい者支援センターは社会福祉事業団で運営している。その延長線上でというイメージなのか指定管理者として公募して民間が手を挙げてくるかもしれないのか。ただ指定管理制度とされているが、よくわからない。

さらにもう一点、現在の障がい者就労支援センターと発達障がい者支援センターとの２つの組織が１つになったとすれば建物の中でのシェアはどうなるのか。発達障がい者支援センターはいま非常に手狭だと思うが、そこも解消できるのか。

（事務局）

市内の支援体制全体の話をするのかということところだが、今回はこの新センターをどのようにしていくかがテーマである。関連として、新センターでできる部分と他との連携が必要な部分との区分も出てくると思うので、そういう観点から考えてほしい。

についてはこの基本計画（案）の１２ページに関係機関との連携イメージを記載しているが、新センターの他に関係機関と連携しながらやっていくことを考えている。実際それらの関係機関と連携しながらやって行く中で、連携できる体制やいかに一貫した支援をしていくかを合わせて検討していきたい。

指定管理者制度活用の件だが発達障がい者支援センターも、障がい者就労支援センターも、現状は事業団が運営している。その蓄積も考慮しながら市的にどう指定管理者候補を選定していくのかは今後検討していく。

また、施設のシェアについてだが、保護観察所跡地のうち新センターの最大活用面積としては、2200 m²を想定している。これまで障がい者就労支援センターが 250 m²、発達障がい者支援センターが 50 m²ほどで実施しており、そこに相談を受ける面接室や研修室、会議室等の機能を加え、より充実した施設で支援ができるような形を考えていきたい。

戻って今回の位置づけの話だが、まずは今回新センターをどういう機能にしていくかということをご報告をさせていただいている。当然その施設を検討するなかで、関連機関も含めて連携していくという考えかたも

含めて考えるため、施設の体制と合わせて全市的にどうしていくかという考え方を整理していくということでご理解いただきたい。

(会長)

発達障がいという考え方は障がい福祉の中でも新しく、それまで知的、身体、精神でそれぞれの法律内で進められていた対象の障がいの方たちへの取り組みでは汲み切れない人たちがいるということがわかってきて発達障害者支援法ができた経緯がある。最初にこの発達障がい者支援センターが全ライフステージを対象としたいような問題を統合して相談を受けていこうと設置された時に、就労支援部門の担当者もつくろうと定められた。しかし福岡市には障がい者就労支援センターというのが別があり、就労支援というのはほかの障がいの人たちのほうがずっと歴史がある。わざわざ発達障がいの人たちを対象として抜き出して「こっちにきて就労支援を受けてください」というようなところを作る必要性があるのかどうかというのもあり、きちんと整理されてこなかったかもしれない。しかし対象の障がい特性がちがうと支援の在り方も違うという点で発達障がいというはっきりした枠組みを作って対象をしぼらないと相談に的確に応じられないというところもあると思う。知的障がいがあり、障がいと分からないまま育ってきた子どもたちが成人にさしかかると問題を抱えている。そういう人たちに対してやはり社会的自立を目指すための支援機関が必要で、就労というところが重要な課題なのではないかとというところで、やはり発達障がい者の就労支援をもう少しきちんと手を取り合ってやっていくことが問題解決につながるのではないかな。

就労の問題というのはすべての人にかかわる問題であり、障がいがなくとも就労について悩んでいる人は多い。やはり障がいという個々の事情を持っている人についてはばらばらでやるのではなく一体的にやっていく意味がすごくあるとわたしは思う。

(委員)

民間就労支援機関への支援で個別ケースを通じた研修とあるが具体的にはどのようなものか。

(事務局)

民間移行支援機関への研修については、機関を集めたセミナーの形の研修を実施するとともに、OJTのような形で実際の事例などを取り扱う研修もありうる。それらの研修を通じて民間の就労支援機関のスキルアップを図っていくことを考えている。

(委員)

私が知る中で、民間の就労支援機関から企業に行った方でこういう事例があった。この方は聞いただけではなかなか覚えが悪いところがあり視覚化してもらったほうがより鮮明にわかる。しかし視覚化がなかったために本人が不安を感じ何回も職員へ確認してしまい、それが企業側からとても嫌がられているとジョブコーチに話したが、あまり通じていない、というもの。ジョブコーチもそれぞれである。ジョブコーチのスキルアップについても今後取り組んでいただきたい。

(委員)

発達障がい者支援部門と障がい者就労支援部門との連携についてお伺いする。資料 4 の 6 ページの発達障が

い者支援部門（１）②に記載があるが、実際に発達障がい者支援部門の方に就労の相談があったときの障がい者就労支援部門との具体的な連携の流れをお伺いしたい。

障がい者就労支援部門のほうでは今後対象者への直接的な支援はされないと聞いており、特にそのあたりについてお伺いできればと思う。

（事務局）

就労支援部門と発達障がい者支援部門の連携についてということだが、発達障がい者支援部門の方に相談があった場合にはその人の状況をしっかり把握していくことが大切である。そこでどういうところにつなぐのが適切かをしっかりと把握しつないでいくが、その中で職業評価が必要であれば就労支援部門につないでいく。

先ほど申したとおり就労支援については民間の就労支援機関等につないでいくということを考えている。就労支援部門としては直接的には支援をしないとしているが、まったく関わらないということではない。民間の就労支援事業所とつながりながら、そこに対してフォローアップ等はしっかりやっていき、また企業に就職してからもその企業に対しての助言等をしっかりとやっていく。

（委員）

つまり、状況を把握するのが発達障がい者支援部門で必要に応じて障がい者就労支援部門が職業評価をし、そのあとはどちらかという発達障がい者支援部門が中心になって民間の就労支援をするところに支援をするのか。それとも障がい者就労支援部門がメインとするのか。

（事務局）

その方の状態によると思う。職業準備性がある程度備わっている方については当然就労支援部門が大きく関わる。しかし職業準備性の前段階、たとえば生活面での困難などがある方については就労支援部門ではなく発達障がい者支援部門で相談支援等を行った方がいい。そのあたりの棲み分けはこれからもう少し具体的にきめていくが、おおよそそういった形でその方の状態に応じて対応していく。

（委員）

われわれ民間施設のかかわりとして、就労については、就労支援部門に相談が来たのを就労移行支援事業所に紹介していくのだと思うが、ほかにも入所施設などいろんな障がい者支援施設がある。それらの施設と発達障がい者支援部門や就労支援部門の連携、結びつきというのはどういうところになるのか。

（事務局）

新センターとして就労だけに限らず発達障がい者支援全体について関係機関との連携をやっていく。就労移行支援や就労継続支援だけでなく、障がい福祉サービスとの連携についても対応していきたい。

また障がい福祉サービス以外にも相談機関として区の障がい者基幹相談支援センターもあるが、発達障がい者部門と連携しながらやっていこうと考えている。そういったほかの相談機関も含めながら、障がい者のよりよい生活を支援していきたい。

（委員）

さきほど野口会長が言われたように、人間のライフステージはある程度一本のはずである。そこでいろいろ連携ができるようになったらいいと思う。

(委員)

発達障がい者支援協議会なので発達障がいを中心としているが、報告の中心はこの新センターをどうするかという枠組みだと思っている。一方で就労支援については議論の本体に自分があまりかかわってない部分があって若干見えない部分がある。発達障がい者支援センターから見れば就労支援という点で機能が膨らむ感じがあるが、就労支援センターから見れば機能を削り込むかたちになると思う。どこは削れるけどどこは削れないというような議論が就労支援の方からどういう議論になったかを紹介してほしい。

(事務局)

就労支援部門については、地域生活支援協議会の就労支援部会の中で少し議論を行った。その中で現状と背景として、やはり民間の就労移行支援事業所というのが徐々にできており、そこが本格的に支援の中心になってくだろうということが挙げられた。これまで就労支援センターは直接支援を実施しており、民間の就労支援機関における支援とかなり重複する部分があった。そういう現状を踏まえ、就労支援部門については直接支援ということではなく、民間の就労支援機関への間接的な支援、それから企業に対しても直接障がい者に対する対応をするというよりも企業への支援者を通じて助言、指導をしていくというそういった形に変えていく必要があるのではないかと考え、今後の就労支援部門の在り方というのを変えていこうと議論をしている。

もちろん就労支援をする中で、就労が困難な方もおり、そういった方については単に間接的な支援だけでなく、もう少し前面にでて直接的に就労支援にかかわっていくというのは当然行っていくべきと考えている役割等を少しシフトしつつ、困難事例に対してはしっかりと直接支援が提供できるような形を考えている。就労が困難な方、十分に支援が行き届かない方については、民間の事業所だけでやっていくわけではなく、やはり連携をとりながらその中で当然就労支援部門として少し積極的にかかわるということを引き続きやっていきたいと思う。ただ、基本的には民間の就労移行事業所というのが中心となってやっていく体制に変えていきたい。

(会長)

委員が言われたような拡大と縮小という発想ではなく、より質の高い支援が必要な困難事例を進んでやる、そういうものに特化するというのが必要じゃないかと思う。それを現場がどうやっているのか、どのくらいやっているのかわからないが。精神的疾患をもっているなどの難しい部分は発達障がい者支援センターが対応しているのとらえているが。

(委員)

私も民間のがんばってくれているところに渡せる部分は渡していいと思うが、難しいケースもおそらく残っている。そこに一気に線を引いてしまえばお互いに困ってしまうのではないか。障がいの種類によって民間が扱いやすい部分とそうでない部分とがあるだろう。就労支援部門のいろんな機能の改変を考えるとときにより丁寧な議論が必要なのではないか。

(委員)

親の会のほうで把握している中にも、困難な事例は民間では断られるという事例がある。民間ではなかなか運営的にも長くは引き受けられない困難事例については公的なところで民間との連携の中で引き受けてやっていくのが大事だと思う。以前、障がい者就労支援センターの先生から「やはり中にはちょっと時間がかかる人たちがいる。でもそういう人たちでもしっかりとこちらでやれば時間がかかってもゆくゆくは就労へいける。これはなかなか民間ではできない部分だ」というふうなことを聞いたこともある。やはりそういう困難なところは引き受け手がないからとあきらめるのではなく、丁寧に時間をかけて前に進める必要がある。それができるといふのを私たちの会でも見てきた。時間がかかっても発達障がいの方も前に進んでいっている。ぜひそのへんは今後の検討課題としてお願いしたい。

(委員)

私たちの会では民間の事業所を通じてや、自分で、または大学卒業して就職を探すのが結局だめで福岡市の就労支援センターに駆け込む会員がとても多い。そのため直接支援がなくなると聞くと会員もショックだと思う。これだけきちんとしたものが福岡市にできようとしているのに、最後の就労支援というところで民間に投げ出すのではなく、本当に丁寧にやっていただきたい。就労については民間に投げたら終わりではなんにもならないと感じている。

(事務局)

今後就労支援部門で直接支援をやらないということはない。このセンターにおいて就労支援部門は大きな柱として考えている。民間に全部任せていくという話ではない。その中で民間で行う部分は当然あると思う。これだけ市内に民間の就労移行支援事業所ができており、国の流れとしても民間を活用してやっていく方向性があるため、活用していく必要がある。

ただ、どうしても支援がうまくいかないケースもあると思う。そういう困難なケースについては当然就労支援部門でしっかり見ていく。今まではすべて一旦就労支援センターで受けてという形にしていたがそこは重要度などで分けて、対応していこうと考えている。

(委員)

そう聞いて少し安心したが、そうであれば資料の機能のところに、そういうことを載せていただきたい。企業への支援や民間就労支援機関への支援とか関係機関との連携というのがあげてあるが、今言ったようなものもなんらかの形でこの紙面上に載せてもらえればより安心できる。

(事務局)

直接支援する可能性のある重度の方、就労の困難の多い方というのをどこまで表現するかは考え方を整理させていただく。基本的な考え方はその図に示している通りであり、困難事例については特別なケースとして考えているので、どこまで基本計画に書きこむかは今後検討したい。

(委員)

この会の最初のところに戻るが、設置要綱の 1 条等を見直して一つ。発達障がい者支援法が改正されて発達障がいの定義が広がっているはずだが、それに関する記述についてこの計画上にそれがはっきり読みとれると

ころが少し乏しいと感じる。発達障がいには自閉症以外にも ADHD や、読み書き障がいを中心とする学習障がい、チックなど様々な障がいが含まれている。発達障がい者支援センターはニーズが高くて深刻なものに対してきちんと対応できる必要があるが、同時に本来幅広いところに対する理解啓発というところも合わせて行っていくことが必要。それが文章からわかるようにしておく必要があるのではないかと思った。特に読み書き障がいに関しては早期発見が非常に遅れている。静かな障がいだけに、自分に障がいがあるというのを人に知られたくなくてごまかしていくこともある。表面的に深刻だとなりにくいがゆえに本当に深刻になる部分もある。そのあたりが新しい施設を計画されるときにどう考慮されているのかが心配である。すでに発達教育センターとの役割分担として考えられているのか。それともこの計画の中で反映されていく予定なのかを教えてください。

(事務局)

現在発達教育センターの中に発達障がい者支援センターがあるというメリットを生かし連携をとっているが、双方で支援が必要なケースについては随時電話やメール等で情報共有する仕組みというのがすでにできている。これは学習障がい、LD に限った話ではないが、現時点で相当程度連携ができているため、場所が離れた後についてもこれまでの会議であるとか研修こういった連携の仕組みを継続していくことで大きなデメリットは生じないと考えている。

(委員)

非常に有利な状況でいろいろと連携されていることは分かった。年間の研修計画をうかがったが、その研修内容の 95%が自閉症関係だと思う。障がいの発現頻度からすると読み書き障がいは 4.5%，自閉症は 1%とされている。そういうことを考えると他の発達障がいについても理解啓発をぜひ発達教育センターと共同で進めて行っていただけるといいのではないかな。

(委員)

連携については今の発達障がい者支援センターの課題でもあると思っているので検討させていただく。

(委員)

発達教育センターは教育をベースにやっており、発達障がいをメインにというわけではない。しかしすごく増えている状況を踏まえ、対応すべきと感じている。一番進めるべきことが学校現場への理解啓発だということも十分感じているところである。

(委員)

福岡市の発達教育センターのホームページに公開されているいろんな研修等は非常にレベルが高くて他の県等で参考にされるなど非常にいいものを作られている。しかし現場の先生に活用されているかという点意外と「こんないいものがあるのに知らなかった」というのがあり、本当にもったいない。現実の活用事例等を現場に共有する方法などを発達障がい者支援センター、発達教育センター等で協力して、すすめていただきたい。

(委員)

6 ページに余暇活動に関する様々な相談に応じるとあるが、ただ相談に応じるというだけなのか。就労した友人がいないため、余暇については、ただ家でごろごろしてなんにもしないという方がいる。そういうような人に対してなにか関われるようなものができないか。この施設は部屋数もしっかりとあるため、当事者がなかなかできない余暇活動、たとえば今は九大のほうでは当事者の交流会なんかを大学院生がやってるというが、そういう外部との連携の中で当事者の交流ができるような取り組みを今後工夫していただきたいがどうか。

(委員)

当事者に集まっていたいて交流会をするというのを他都市の発達障がい者支援センターでやっている事例はあるため、そこについてやるかやらないかは発達障がい者支援センターの中でも議論している。今は相談支援の中で個別に対応しており、その中で個々のご相談者に対して余暇というのはどんな形がいちばんベストかという相談対応をしている。今後の流れの中でどうしていくべきかは悩みながら進めているところではあるので、他都市の情報等を収集しながら進めていきたい。

(事務局)

今九大の例も出していただき、当然親の会を主軸とした活動もされていると思う。単に新センターが主催するというだけでなく、取り組みをされているところと連携しながらやるというのはとても重要なことだと思うため、今後具体的な機能の検討をしていく中でしっかり検討していく。

(委員)

今日の議事の 2 番目で質問しようと思っていたが、関連して資料 4 の 6 ページの (1) の相談窓口として、発達、教育、余暇活動「等」と記載がある。この等の中身だが、発達障がいのある方の子育ても支援が必要じゃないかということ。現在、発達障がい者支援センターにおける子育て支援はあくまで発達障がい児を**養育している**人からの子育てに関しての支援ということだが発達障がいのある親の子育て支援がどういう状況なのか。こういうのも相談支援の重要な課題だと思うが、この等の中身に含めていいのか。養育とか育児とか、子育てっていうところも書いたほうがいいのではないかと考えているがいかがか。

(事務局)

今回の新センターの中では当事者支援だけではなくて支援者の支援というの也在考している。たとえば概要版で言うと、普及啓発事業については、一般の子育て研修であるとか子育て支援プログラムなどもやる。やはり当事者だけでなく、その保護者向けの研修等の支援も行っていくし、当然相談を受ける中でご本人だけではなく親の方からの相談も含めて対応していく。

(委員)

発達障がい児を育てる親ではなくて、発達障がいをもっている方自身が子育てをする場合の支援については例示としてあげるのかどうかである。現在発達障がい者支援センターとして発達障がいのある親が子育てをする場合の支援においては具体的にどういうことをしているのか。

(委員)

平成 30 年度発達障がい者支援協議会 議事要旨

現状では成人の方からの相談の中に確実に主婦で子育て中の方や父親になっている方がいる。就労等はしっかりされているが、家庭生活上の困難についての相談の方が確実にいるため、その方たちについては個別相談を通して特性理解からどう工夫していくかということをメインに対応している。ただ、やはり虐待等との関連性が強くなるため、必要に応じて関係機関、行政、地域保健福祉課など、連携しながら進めているところである。保護者の方の状態によっては家庭訪問を例外的に行って養育環境の確認をする場合もある。もちろん児童相談所との連携もある。行政による子育て支援の枠組みがすこしずつ広がっている中で、地域の保健師さんからこのお母さんは配慮がいるんじゃないかということでゆうゆうセンターに助言してほしいという声をいただくことも少しずつ増えてきている。行政への機関コンサルテーションとしてその方をどうサポートするかを一緒に考えたり、そこからご本人からのゆうゆうセンターへのご相談につながることも今すこしずつ広がってきている。

(会長)

今のご指摘のように、発達障がい者は本当にすべてのステージにおられる。今子育てしている親のほう課題を抱えていれば子育て自体に様々な支障をきたして、それが行動障がいなどに直結していく可能性もある。障がい児を抱える家族から見れば、子どものときから成人になって家族をもった後でも支援していけるような相談支援がもとめられている。しかし相談支援の方たちはどうも直接支援はしない、調整だけするみたいな考えが普及している。直接支援ができるのが前提である。そうでないと間接支援はやはりできない。どこにどういう相談をすべきか、どこがどういう支援ができるのかがわかっていないと調整自体もあやふやになってしまう。そういう点では逆に福祉にかかわる支援者のあり方もものすごく重要である。そういうノウハウも発達障がい者支援センターで蓄積されているはずである。

余暇活動についても、自分は大学で、通常学級にいつても子どもを対象にした交流の取り組みをしているが、学生ボランティアで子供がどれだけ救われているかわかる。学校はきつくて、行きたくない行きたくないとなっていて、月に1度これに参加することによってなんとかがんばれたりする。そういう事例が昔からある。発達障がい者支援センターでリーダーシップをとってもらってほかの大学にも余暇活動サークルを作ってもらいたい。社会とつながるという視点が大事だと思う。就労はその延長線上だろう。

さきほどの教育との連携についても、それをしっかり進めてもらうために発達教育センター内につくったというのものもあるから、そういった流れを大切にしてもらいたい。本来はこの施設に教育も入ってもいいと思う。

すでに2つ目の事業報告の内容、質問のようにになっているが、1つ目について何かあれば。

(委員)

基幹相談支援センターとの連携であるとか地域支援の充実について基本計画の中に書いてあるが、この状況はどうすすむのか。また発達障がいも3障がいに含まれるため、この基本計画について地域生活支援協議会で共有をすると今後の設置に向けた流れなど予定があれば教えていただきたい。

(事務局)

こちらの基本計画だが地域生活支援協議会においても報告し、それについてまたご意見いただくようにしている。

今話に出た区の基幹相談支援センターとの連携については今検討している最中だが、どう連携をしていくか

というのを発達障がい者支援センターが中心となってご意見いただいている。そういった関係機関との連携もつづけていながらこの発達障がい者支援協議会であるとか地域生活支援協議会へ報告していく。

いろいろご意見をいただき、当然細かくいろいろ決める必要のある部分も多々ある。まだ書き足りないところもあると思う。この基本計画の整備をすすめていく中でより具体的なところも今後決めながら進めていきたいと思う。現時点ではどうしてもこの内容での書き方になっているが、今後しっかりと中身を詰めていきたい。

この報告 1 についてはいろいろ意見をいただき、また今後の心構えができた。今後もよろしくお願いします。

(会長)

では、報告 1 を終了する。

報告（2）

福岡市発達障がい者支援センター事業の実施報告

発達障がい者支援センター所長より報告後、議事に移る。

(会長)

聞いていてとても進化しておりすごいと思った。全国的なセンターの流れなのか、福岡市は先進なのか。

(所長)

全国的に地域支援機能の強化が唱えられている。県のレベルで動くセンターと市のレベルで動くセンターとでは規模が違うので、そこであゆみの違いはある。福岡市はコンパクトな中で、発達障がい者支援センターが市内全域を回ろうと思えば全部回れるので、そういったこともあって、進めやすいのかもしれない。

(委員)

機関コンサルテーションについて、児童養護施設が受けていると聞いていたが、お知らせの中では市内の障がい福祉サービス事業所、学校「等」となっている、「等」の範囲がわからない。**児童**養護施設は特例なのか、等に含まれていると理解してよいのか。ホームページを見てもどこが対象かが少しわかりにくい。

(所長)

広報のあり方については、いろいろ見直しをしながら進めている。基本的には発達障がいの方がいるのであれば、事業所種別などにとらわれず、通常学級からも依頼をいただいたことがある。障がい児者施設に限らず、支援を実施すべき市内の機関からの依頼であれば原則伺うように考えている。

(会長)

最後の「今後の方向性」のところでは、基幹相談支援センターとの連携強化、共存へとあるが、連携とは具体的にどういった内容になるのか。基幹は以前なら発達障がいの相談はあまり受けていなかったところが、どんどん受けるように変わっているのか。そういう動きも含めて、教えてほしい。

(所長)

平成 30 年度発達障がい者支援協議会 議事要旨

この目標に向けて今年度は 14 カ所のセンターを回って各センターよりお話を伺ったが、基幹相談支援センターで 3 障がいすべてを対象とする方向性も踏まえ、発達障がいの方のご相談は増えているとのこと。その中で、成人期の発達障がい者の相談対応の難しさが話題に上がることが多かった。現在発達障がい者支援センターでは本人の障がい特性に合わせて、書面で面接内容を示すなど、視覚的な配慮をしながら面接をするなどして相談対応しているが、そういった工夫について、基幹相談支援センターと一緒に面接に同席しながら、協働で支援していくことを検討中である。また事例検討等をする場を持ちたいとも考えている。

(会長)

継続コンサルテーションの流れというのも気になっている。基幹センターはコンサルをやっているのか。

(所長)

センターごとにケースバイケースになると思うが、発達障がい者支援センターとしては協働支援をしていけば、まさに機関コンサルのような流れになるのではと思う。その後基幹相談支援センターから事業所への支援へも生かしていただけるのでは、と考えている。

(委員)

現状個人の個別支援計画が作れないのに、組織の個別支援計画などつくれるはずがない。直接支援ができない人が相談支援は無理だと思う。具体的な直接支援のイメージを持てる人に相談支援に携わってほしい。

基幹との連携強化という言葉は柔らかくていいが、実際にはもっと「こうすべきだ」とやりあうようなイメージが欲しい。

(所長)

実際にコンサルテーションに入るときには、支援計画を立てて、立てた計画について「いつまでにだれがやるか」を明確に突っ込んで聞いていく。支援を実際に展開してもらうための枠組みでもある。

(委員)

親の会としてもぜひ、区の基幹センターとの連携強化を実態として進めてほしい。対応の温度差があるセンターもあると聞く。すべての基幹に対して、コンサルを一度受けてもらいたいというのをお願いしたい。

(委員)

10 年たって、ずいぶん内容も変わって、すばらしいと思う。国の方向性も踏まえて頑張ってもらいたい。

その他に議題等無いか。

それでは、無いようなので平成 30 年度発達障がい者支援協議会を終了とする。